

# 地 歴

## 1．歴史教育の道徳教育化

今回の学習指導要領改訂の大きなねらいの一つは、改悪教育基本法の「教育の目標」に掲げられた「愛国心」をはじめとする20の徳目を子どもたちに押しつけようとしている点である。小中学校はもちろんだが、高校においても同じだろう。とりわけ日本史はこれまでも「愛国心」教育に利用されてきたし、今回の改訂でもその危険性は変わってはいない。

地理歴史科及び各科目の目標に「日本国民」という文言が登場し、日本史Bの目標にはこれまで「文化と伝統」とあったものが、逆転して「伝統と文化」に変わった。これらは改悪教育基本法の表現に合わせたものである。教育基本法を改悪した“靖国派”安倍内閣にとっての「伝統」とは、戦前回帰的な日本社会を意識したものでありその中心は天皇制であることは間違いない。現代社会と政治経済の憲法学習の中に新たに「天皇の地位と役割」が追加されたのも同じ脈絡からだろう。

歴史教育における天皇の扱いや人物学習が、これまでも自民党筋からの政治介入によってねじ曲げられてきたことはよく知られている。「政権交代」が行われたので、「伝統と文化」や「天皇」を「愛国心」教育との関わりで教科書の中にどこまで書き込ませようとしているのかは流動的な面があるようだ。しかし、改悪教基法では「伝統と文化」は歴史教育以前にとにかく「尊重」するものと定められており、今回の改訂では最も注意しなければならない点である。

また、日本史Bの「内容の取り扱い」でこれまで「生活文化」とあったものが「衣食住や風習・信仰などの生活文化」と「信仰」に関わる内容を扱うよう具体的な記述が加わった。世界史においても、近現代史の指導上の配慮事項の中の「政治、経済、社会、文化、生活など様々な観点」に「宗教」が加わった。これらの「信仰」・「宗教」は、改悪教基法には盛り込まれなかったが、“靖国派”のねらう「宗教的情操の涵養」に通じるだろうし、「生命を尊び、自然を大切に」という徳目の注入につなげるような扱いになる危険性もあり、十分注意しなければならない。

## 2．日本の立場の強調

今回、地歴科の科目相互の関連を重視するという観点が改訂のねらいの一つにもなっている。世界史AとBの目標には「地理的条件や日本の歴史と関連づけながら」という文言が付け加わった。その理由として、世界史が地歴科の唯一の必修科目であるとともに、地歴科の総合科目としても位置付けられているからだと文科省は説明しているが、世界史必修存続のための便法としての科目間の関連重視のようにも聞こえてくる。

民間の教育研究団体である歴教協では、1950年代から「日本史と世界史の統一的把握」という課題が議論されてきたし、最近では日本・中国・韓国3国による歴史認識の共有、共通歴史教材の作成という問題がさかんに議論されている。しかし、文科省が言う科目相互の関連重視とは、こうした意味での関連重視とはちょっと違うようだ。世界史Aの内容では「16世紀から18世紀までの世界の一体化の動きと近世の日本の対応」とか「19世紀の世界の一体化と日本の近代化を理解させる」などがある。世界の動向と日本の動向を、ただ「と」という接続詞で並列的に記すだけで、世界と日本の相互の関連を捉えながら歴史認識の形成をめざそうとしているとは読み取れない。むしろ、世界の動向と対比して日本独自の主体的な立場を強調する歴史観に陥る危険性さえ感じる。中国や朝鮮は欧米の資本主義の圧迫に抗しきれずに植民地への道を歩むが、日本は独立を保ち近代化に成功したといった「脱亜論」的な歴史観では、東アジア全体の平和と連帯を展望するような歴史認識にはたどりつかないだろう。

## 3．「国際貢献」の強調

日本史Bにおいて戦後史の扱い方が大きく変わった。これまでは、大項目が「第二次世界大戦後

の日本と世界」とあって、敗戦と占領、新憲法の成立、サンフランシスコ講和といった戦後政治の学習をした後、高度経済成長、日本経済の発展などを学び、「現代の日本と世界」へとつながっていた。今回は、戦後史の大項目の題が「現代の日本と世界」と変わり、「世界の中での日本の立場について認識させる」ことが学習のねらいとして新たに示された。そして戦後政治の学習が「国際交流や国際貢献の拡大などに着目して、我が国の再出発及びその後の政治や対外関係」について学ぶとなっている。

戦後の「我が国の再出発」を学ぶうえで、おさえるべき政治構造はやはり日本国憲法と日米安保という二つの相対立する体制の成立であることは戦後史学習の到達点であろう。文科省にとって「国際貢献」といえばもっぱら自衛隊による軍事的貢献を想定しているようだが、こうした一面的な「国際貢献」に着目して戦後の「我が国の再出発」を学ぶとどうなるだろう。朝鮮戦争に際して朝鮮半島に派遣された駐留米軍を補完する部隊として創設された警察予備隊が、安保体制の所産としての再軍備ではなく「国際貢献」の一つとして位置づけられることにもなりかねない。自衛隊をその創設当初から憲法体制と矛盾した存在というのではなく、「恐るべき共産主義国家北朝鮮」との戦争のための「国際貢献」だったということになってしまう。

#### 4 . 学習内容の格差拡大

今回、週あたりの授業時数は30時間を標準としつつも「必要がある場合には、これを増加することができる」(総則)とし、夏・冬・学年末の休業日の授業日設定もできるとしている。いわゆる「進学校」は、際限なく授業時数を拡大して7時間授業や夏休みの短縮、さらには土曜授業などがいくらでもできるようになっている。

こうした学習時間において高校間格差はいっそう拡大するだろうが、そればかりでなく教科学習の内容や方法の面でも格差を拡大するものになっている。これまで「内容の取扱い」で「細かな事象や高度な事項・事柄には深入りしないこと」との文言があったが、地歴科のどの科目でも一切削除された。国として高校生に最低限これだけは学ばせたいという立場を投げ捨て、高校間格差を是認し一部の「エリート」には高度な学習をさせるという立場に大きく転換したとあってよいだろう。将来の「エリート」正規社員や専門職には金と時間をかけて育てるが、パートや派遣労働者になっていく「底辺」の高校生には丁寧な教育は必要ないという財界の教育要求を具体化した指導要領とあってよいだろう。

日本史Bでは「歴史の解釈」「歴史の説明」「歴史の論述」、日本史Aでは「私たちの時代と歴史」「近代の追究」「現代からの探求」という学習活動が新たに登場している。世界史Bでは「時間軸からみる諸地域世界」「空間軸からみる諸地域世界」「資料からよみとく歴史の世界」、世界史Aでは「世界史へのいざない」「持続可能な社会への展望」という主題を設定した学習が設定されている。地理Bでも「我が国が抱える地理的諸課題を探求する活動」、地理Aでも地図を活用して「自分の解釈を加えて論述したり、討論したり」する活動の充実が求められている。

日本史B「歴史の説明」では「歴史的事象には複数の歴史的解釈が成り立つことに気付かせ、それぞれの根拠や論理を踏まえて、筋道立てて考えを説明させる」とあり、「歴史の論述」では「資料を活用して探求し、考えを論述する活動を通して、歴史的な見方や考え方を身に付けさせる」などとある。これらの学習活動に共通しているのは、資料の活用、探求、疑問の提起、表現、論述、討論などが伴って行われるところにあり「生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ」「言語に関する能力の育成を図る」(総則)ことをねらいとして導入されたものである。

まるで大学のゼミを想像してしまうような学習であり、指導要領の文言どおりに実践されるならば確かに意義のあるものになるだろう。しかし、現実には実践できるような条件が整っているだろうか。じっくりと時間をかけ、個別の指導が可能な少人数単位でなければできないし、一人ひとりの生徒が利用できる図書や資料、コンピュータなどの教育条件が整備されていることも必要になる。さらに、生徒に一定の基礎的な知識が獲得されていなければ、すぐにこうした高度な学習には入っていけないことも明らかだろう。

1 クラス 40 人、貧困な教育予算、教師の多忙化、いわゆる「困難校」での低学力状況など今日の高校現場の実態からは大きくかけ離れた、まさに絵に描いた餅であると言わざるをえない。結局は、ほんの一部の教育条件に恵まれた「エリート」校だけで取り囲まれ、圧倒的多数の高校では無視されていくだろう。

## 公民

### 1．教科の目標

第1款の「公民科」の目標について言えば、今改訂では文言の言い換え以上の内容的な変化はない。従って、「人間としての在り方生き方についての自覚を育て」ることにより、狭義の「道德教育」を実現しようという現行学習指導要領の意図を、広義の「人間としての在り方生き方」教育へと昇華させることが、改訂学習指導要領でも引き続き要求されることになるだろう。

### 2．改正（改悪）教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂

今回の学習指導要領改訂において、2006年に改正（改悪）された「教育基本法」が大きな影響力を持ったことは言うまでもない。従来、旧教育基本法と必ずしも整合的ではなかった学習指導要領が、「教育基本法」の改正（改悪）という倒錯した方法によって整合性が図られ、その後さらにその基本法としての性格を強調することで、今回の指導要領改訂が進められることとなった点は見逃せない。

特に公民科においては、「愛国心教育」や「道德教育」の視点が様々な形で入り込み易く、従来、「教育基本法」との法的な上下関係では矛盾していた部分が、法的根拠を与えられて強調されてくることを考えると、現行学習指導要領との間に外形上の変化が目立たなくても、そこに大きな質的な転換が図られていると捉える必要があるだろう。

### 3．公民科に忍び込む「道德教育」

高校において、狭義の「道德教育」を担う教科の代表として公民科が期待されていることは疑いようがない。文言こそ「道德」という言葉は使われてはいないが、従来から「人間としての在り方生き方」という言い方で公民科において「道德教育」の実践が期待されてきた。「現代社会」や「倫理」においては、科目の目標に明確に「人間としての在り方生き方」が述べられ、特に、「倫理」においては従来から使われていた「生命に対する畏敬の念」という言葉が目標の冒頭に書き加えられたり、現代の諸課題として「文化と宗教」が追加されるなど、宗教的情操教育と絡めて「道德教育」の局面がより強調されている。

さらに「政治・経済」においては、「法や規範の意義及び役割」を強調することにより「法教育」の「道德教育」化が進められる危険性がある。

### 4．公民科実践の視点

そこで、学習指導要領の表面的な文言に隠れた徳目的な価値（とそれに基づく道德教育）に対して、人権の尊重や平和の構築など、人類にとってより普遍的な価値において、「公民科」教育を実践していく必要があるだろう。従って、権力の示す偏狭な徳目的ニュアンスを想起させる「道德教育」ではなく、社会的存在として生きる人間にとって普遍的な問題としての「人間としての在り方生き方」を教師と生徒が授業という場で探求していくことが、この問題に対する対抗軸になるのではないだろうか。